

発議案第1号

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書の
提出について

上記議案を会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出しま
す。

平成29年12月20日

大網白里市議会議長 岡田憲二様

提出者	産業建設常任委員会	委員長	田辺正弘
賛成者	産業建設常任委員会	副委員長	前之園孝光
	同	委員	石渡登志男
	同	委員	黒須俊隆
	同	委員	倉持安幸

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める
意見書（案）

道路は、地域経済の活性化や社会活動を支えるとともに、市民の安心・安全を確保し、さらには災害時に緊急輸送路として機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な施設である。

現在、大網白里市が実施する道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定により、補助事業や交付金事業の補助率等が50%から55%までかさ上げされているが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっている。

本市では、安心・安全な市民生活を確保するため、通学路の整備や橋りょうなどのインフラ資産の維持修繕とともに、地域経済の活性化を図るため圏央道スマートインターチェンジの設置などを重点的に進めているところである。

このようなことから、地方創生に全力を挙げ取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することは、地方の財政負担の増加をもたらすこととなり、道路整備の推進に加え、老朽化対策にも大きな影響が及ぶこととなる。

よって、国においては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

千葉県大網白里市議会議長 岡 田 憲 二

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あ て

財務大臣

国土交通大臣